

質問日：2016年4月20日 第190国会 国土交通委員会

港湾法改定案 洋上風力発電 熊本地震（旅館・仮設の手配 急げ）

（中略）

○**本村（伸）委員** 次に進みますけれども、環境アセスメントもやはり重要だ
というふうに思います。

環境省にお伺いをしますけれども、洋上風力発電施設の設置において、必ず
環境影響評価はなされることになるのでしょうか。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

アセスメントの対象事業についての御質問でございますけれども、出力が一
万キロワット以上の風力発電所の設置につきましては、洋上、陸上を問わず、
環境アセスメントの手続を実施する必要がある第一種事業として環境影響評価
法の対象となっております。

○**本村（伸）委員** なぜ一万キロワット以上なのかという問題もございます。
一万キロワット以下の風力発電では騒音や低周波の被害、住民の健康被害、こ
ういうものがないのだろうか、鳥の風車への衝突、バードストライクの問題は
生じていないのかということを確認したいと思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

環境影響評価法は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいおそれがある事業を、ナショナルミニマムの観点から対象事業規模を設定してアセスメントの対象としておるところでございます。

風力発電につきましては、以前から騒音やバードストライク等の環境影響が報告されていたことを踏まえまして、事業者や環境保全に関する専門家等の関係者の御意見をお伺いしまして、中央環境審議会で御議論いただいた上で、平成二十四年十月より、対象規模要件を一万キロワットと定め、環境影響評価法の対象としているところでございます。

○**本村（伸）委員** 内閣府の規制改革会議に環境省が出した資料の中でも、千から二千キロワット程度の風力発電からも希少種を含む鳥の衝突死の発見例が相当数見られるということが書かれておりますし、健康被害の訴えも千から二千キロワットの風車一基からでも生じているということが環境省の資料の中でも指摘をされております。

やはり港湾内に風力発電の施設をつくれば、いずれにしる環境への負荷は生じるわけでございます。一万キロワットに限らず、ぜひ必ず環境の影響調査と

いうのをやっていただきたいというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたとおり、環境影響評価法は、規模が大きく、環境影響の程度が著しいおそれがある事業を、ナショナルミニマムの基準を設定する観点から規模要件を設定して対象事業としておるところでございます。

さらに、個別のアセスの審査に当たりまして、個別にアセスをやるかどうかを判断する事業として第二種事業という区分もございます。これにつきましては、七千五百キロワット以上のものが第二種事業の対象の事業になっておりまして、これにつきましては、個別事業ごとにアセスをやるかやらないかの御判断をさせていただいてアセス対象になるというような仕組みになっているところでございます。

○**本村（伸）委員** ぜひ環境影響の評価は事前にしていただきたいというふうに思うんです。

二〇一五年十二月二十二日、内閣府の規制改革会議の第十七回投資促進等ワーキング・グループでは、「風力発電における環境アセスメントの見直し」と

いうタイトルで、環境影響評価の規模要件を一万キロワットから五万キロワットに緩和すべきという提案が議論をされております。主な理由は導入コストの軽減だというふうにされております。

現在も、近隣で同じ事業じゃないかというふうに思われるところでも、わざわざ計画を二カ所に分けてアセス逃れをしている事業者がおりますけれども、五万キロワットというふうにしますと、余計こうしたアセス逃れということもふえるというふうに予想されるわけでございます。

環境影響評価の規模要件を一万キロワットから五万キロワットに緩和すべきという議論は、生物多様性を守る立場に逆行し、許されないというふうに思いますけれども、環境省の見解を伺いたいと思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、規制改革会議において、風力発電に係る環境アセスメントに関し、規模要件の見直しについて要望がなされておるところでございます。

他方、風力発電につきましては、再三御指摘いただいておりますとおり、騒音であるとかバードストライク等の環境影響が報告されておりました、現在にお

いても、環境影響評価法に基づく大臣意見などで環境への配慮を求めているところでございます。

このような点を踏まえまして、再生可能エネルギーの促進の観点と、地域の環境保全であるとか地域住民のさまざまな御要請に配慮しまして、環境アセスメント手続の迅速化の取り組みも含めまして、風力発電の立地が円滑に行われるよう、関係者の意見を聞き、関係省庁とも協力しつつ、必要な対策を検討してまいりたいと考えております。

○**本村（伸）委員** 環境影響評価の規模要件を一万キロワットから五万キロワットに緩和するということなど絶対に許してはいけないというふうに思いますし、むしろ、この規模要件を厳しくするということを求めておきたいというふうに思います。

風力発電所の環境影響評価の手続における評価項目はどう決まるのかという点についてもお伺いをしたいというふうに思います。例えば、低周波音について必ず評価されるのか、その点について確認をしたいというふうに思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

環境影響評価法に基づく環境アセスメントでは、一般的な事業が行われる場合に、環境に影響を及ぼすおそれがあるものとして、調査、予測、評価されるべき環境要素を選定する際に参考とすべき項目を主務大臣が参考項目として示しております。

風力発電に関しましては、施設の稼働に伴う騒音、低周波は参考項目に含まれているところでございます。

事業者は、参考項目を勘案しつつ、事業の特性や地域特性を踏まえて評価する環境要素を選定することとなりますけれども、これまで行われてきた風力発電の環境アセスメントにおいては、施設の稼働に伴う騒音、低周波音は基本的に評価対象となっているところでございます。

○**本村（伸）委員** 結局、参考項目ということで、事業者が環境アセスの評価項目を選ぶという仕組みになっておりまして、やはりこれはおかしいというふうに思います。

騒音とか低周波ですとか景観ですとか、漁業への影響、海洋生物への影響なんかは、洋上の風力発電の建設においては必ず評価しなければならない項目だというふうに思いますし、必ず評価しなければならない項目というのははっきりしているというふうに思うんです。

こういうふうに、事業者に環境影響の評価項目を選ばせるという制度は改めるべきだということも強調させていただきたいというふうに思います。

低周波被害についてさらにお伺いをしたいんですけども、低周波によって不眠とか頭痛とか目まい、吐き気、耳鳴り、こういうことで住民の皆さんの健康被害が各地で生じております。

洋上風力発電でも人家に近ければ同様の被害が予想されるわけですけども、そもそも低周波被害に関する環境基準がないということで、やはり国としてこの環境基準をつくるべきじゃないかというふうに思うんですけども、お答えをいただきたいと思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、風力発電施設からの低周波音につきましては、環境基準のような基準は設定しておりません。

現在、環境省では、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会を設置しまして、風力騒音特有の音の性質や設置される地域の音環境の違いを踏まえた風力騒音の評価方法について検討を行っているところでございます。

いずれにしても、環境省におきましては、風力騒音に関する影響について今後も最新の科学的知見等の集積を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○**本村（伸）委員** 低周波に対して敏感な方や弱い方々に合わせて、ぜひ国として基準を定めていただきたいというふうに思います。

低周波被害については、被害者の側で根本的にその影響を避けようと思えば、住んでいる場所を移転しなければならない、そういう深刻な被害だというふうに思います。国が、健康被害を生まないように環境基準をしっかりと定めて、風力発電では低周波による被害について環境アセスで必ず評価させ未然に防ぐということが大切だと思いますけれども、もう一度見解を伺いたいと思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

まず、現在行われております風力発電に係る環境アセスメントにおきましては、施設の設置場所を住居からしかるべき距離をとるとかいう形で低周波騒音が起こらないように、被害が防止できるように、しっかりとした、環境大臣意見などを申し上げて、個別の審査に当たっているところでございます。

いずれにしても、まず、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法をきちんと確立していき、そういう評価ができるようにしていくことが重要だと思っておりますので、風力騒音に関する影響について今後も最新の科学的知見の集積を図ってまいりたいと考えております。

○**本村（伸）委員** やはり未然に健康被害については防ぐというのは当然だというふうに思いますので、早急に対策をとっていただきたいということを要望しておきたいというふうに思います。

そもそも、洋上風力発電における環境影響評価について、現在、中央環境審議会でアセスの技術面の検討がされているということですが、どのような内容で、その検討の結果はいつ発表されるのかということをお示しいただきたいと思います。

○**深見政府参考人** お答え申し上げます。

洋上風力発電所につきましては、現在も陸上風力発電所と同様に環境影響評価法の対象となっているところでございますけれども、ただ、洋上風力発電は海洋生物への影響など陸上風力発電とは環境影響が異なる点があることから、環境省におきましては、平成二十七年度より、洋上風力発電に係る環境アセスメントの基本的な考え方について検討しておりまして、本年三月二十九日に開

催された中央環境審議会環境影響評価制度小委員会に検討状況を報告したところでございます。

二十八年度も引き続き、洋上風力発電に特有の事業特性や海域の環境の特徴に着目して、環境アセスメントの項目や手法について技術的な検討を進め、年度内に基本的な考え方を取りまとめる予定としております。

○**本村（伸）委員** 要するに、洋上風力発電における環境影響評価については、まだ技術面で検討されているということで、確立をしていないという段階なのだというふうに思います。

そういう段階でもあるということ踏まえて、洋上風力においても乱開発は防がなければいけないということで、自然環境への負荷、生活環境への負荷、これをどうやって最小限に抑えるかということに関してやはり知恵を尽くさなければならぬというふうに思います。

公募による占用許可手続を運用するに当たっては、自然環境への負荷をできるだけ小さくする、低周波被害、健康被害がないようにするというので、ぜひそうした方向で心を砕いていただきたいというふうに思います。